



# 日本器楽教育連盟の設立(1956年)とその音楽教育史上の位置

樫下, 達也

---

**(Citation)**

研究論叢, 21:29-42

**(Issue Date)**

2015

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81009030>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009030>



# 日本器楽教育連盟の設立（1956年）とその音楽教育史上の位置

檜下 達也

（神戸大学大学院博士後期課程・日本学術振興会特別研究員）

## 1 はじめに

本稿では、1956（昭和31）年に設立された日本器楽教育連盟の設立過程と、その代表的な事業である器楽合奏コンクールについて、器楽教育成立史研究<sup>1)</sup>の視点から考察し、同連盟を音楽教育史上に位置づける。

従来の音楽教育史研究は、明治に始まった我が国の小学校に於ける音楽教育が「唱歌」として始まったことを反映し、歌唱領域の研究を中心に進められてきた<sup>2)</sup>。しかし、現在の音楽教育は歌唱、器楽、鑑賞、創作など各領域の音楽活動が総合的に扱われることで成り立っている。したがって、現在の「音楽科」がどのように成立してきたのかを明らかにし

ようとするとき、器楽教育成立史研究は避けなくてはとれない課題の一つといえる。

近年、器楽教育に関する史的研究も蓄積され、その黎明が、1930年代の東京市にあることが明らかになりつつある。例えば東京市昭和尋常小学校の上田友亀の簡易楽器指導がアメリカの音楽教育者サティス・コールマンの影響を受けていたことを指摘した橋本静代<sup>3)</sup>、和泉尋常小学校の山本栄による1930年代～40年代の教育実践を明らかにした菅道子<sup>4)</sup>、大正時代から器楽教育に取り組んでいた瀬戸尊の誠之国民学校における実践を明らかにした藤井康之<sup>5)</sup>の研究などが挙げられる<sup>6)</sup>。これらの先行研究は、いずれも学校

- 1) 本研究でいう「器楽教育」とは、学校音楽教育において行なわれる、教育用楽器を用いた教育（とくに小学校における合奏指導を中心とした教育）のことを指す。現在の小学校では、教育用楽器としてリコーダー、鍵盤ハーモニカやアコーディオンのようなリード楽器、木琴、鉄琴、太鼓などが用いられる。器楽教育は、1930年代に東京市の小学校を中心に簡易楽器指導の実践が開始され、やがて明治以来の唱歌科が芸能科音楽となった1941年の国民学校令で初めて具体的な内容が法令のなかに位置づけられた。ただしその施行規則では器楽は「為スコトヲ得」、つまりその実施を許可するとの表現にとどまった（文部省編『国民学校令及国民学校令施行規則』内閣印刷局、1941年、21頁）。その後、戦後教育改革期に文部省の方針に従って全国の小学校で行われるようになり現在に至る。この器楽教育がどのようにして成立するに至ったのかを解明するのが器楽教育史成立史研究である。
- 2) 例えば、音楽教育史研究の端緒を開いた山住正己『唱歌教育成立過程の研究』（東京大学出版会、1979年）や、田浦桂三編著『近代日本音楽教育史Ⅱ—唱歌教育の日本的展開—』（学文社、1981年）などは、明治から戦前期までという唱歌教育の時代を対象としているので、唱歌教育に限定してその成立と展開に着目している。
- 3) 橋本静代「サティス・コールマンによる“Creative Music”の思想」『音楽教育史研究』第3号、2000年、31頁～42頁。
- 4) 菅道子「1930年代の山本栄による簡易楽器の導入」『和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要』第21号、2011年、143頁～151頁。
- 5) 藤井康之「国民学校期における器楽教育：東京と長野を中心に」『奈良女子大学研究教育年報』第9号、2012年、71頁～83頁。
- 6) この他にも戦前、戦中の器楽指導実践に関する先行研究として、戦前期の東京市三河台尋常小学校における坊田壽真による器楽指導の実践を明らかにした権藤敦子「昭和初期の東京市三河台尋常小学校における音楽教育の実践」（『音楽教育史研究』第8号、2005年、13頁～25頁）、時代は下り、国民学校期の東京市誠之国民学校における実践を明らかにした本多佐保美、藤井康之、中里南子「誠之国民学校における音楽授業の諸相」（『音楽教育学』第33巻第2号、2003年、1頁～8頁）などが、黎明期の具体的な器楽教育実践像に迫っている。また、器楽教育の歴史に関する重要な先行研究として、山中和佳子によるリコーダーの受容と学校現場への導入に関する研究（「戦後の音楽科教育におけるリコーダーの導入と指導の史的展開」東京芸術大学博士論文、2012年など）、嶋田由美「戦後の器楽教育の変遷」（日本音楽教育学会編『音楽教育実践ジャーナル』第7巻第2号、2010年、15頁～25頁）などもある。

現場の実践や実践者に焦点を当て、丹念な史料分析を行なうことで、実践の具体像や実践者たちのねらいを明らかにしてきた。藤井の指摘するように、このような「個々の学校内外の器楽活動の実態を豊かに蓄積すること」<sup>7)</sup>が過去の器楽教育の全体像を明らかにしていくためには重要である。

しかしながら本研究は、先行研究に学びながらも、これらとは異なる面から器楽教育史に光をあてる。というのも、個々の学校における個別の具体的実践に焦点を絞った研究のみを蓄積しても、器楽教育成立過程の解明には到達することは難しいと考えるからである。例えば器楽教育は、教具として楽器を用いることが前提であり、楽器を供給するメーカーやその楽器と関連する音楽文化の状況などと相互に関わり合いながら成立、発展してきた。また器楽教育は、東京を中心とする現場の教師たちの実践の積み上げが先にあり、これを、文部省をはじめとする教育行政が制度化し、今度は行政の主導によって全国各地で実施されるようになった。このようなことから本研究では、器楽教育の成立を解明するためには、現場の教師による「指導法の確立

=実践研究」だけでなく、楽器メーカーによる「教育用楽器の開発」、教育行政の関与という要件にも目を配り、これら3者の関係を観察することが必要であると考えられる。

そこで本研究が着目するのが、音楽教育研究団体<sup>8)</sup>である。戦前から戦後にかけて、現場の教師たちは時代ごとに音楽教育研究団体を設立し、そこに楽器メーカーや音楽家、教育行政関係者を巻き込みながら、器楽教育の研究と充実のための活動に取り組んできた<sup>9)</sup>。彼らは、先行研究が明らかにしたような教育実践を個別に積み上げながら、一方では時代ごとに様々な音楽教育研究団体を組織し、器楽教育の充実をめざしたのである。

本研究で考察する日本器楽教育連盟(1956年〔昭和31〕設立)もまたそのような組織の一つである。後にみるように、同連盟は現場教師たちが戦前から継続して積み上げてきた音楽教育研究団体の運営経験の言わば「集大成」として結成された組織であった<sup>10)</sup>。したがって、その設立過程と活動の詳細を明らかにすることは、器楽教育成立過程の解明のためには不可欠な研究課題といえる。しかし管見の限り、同連盟を対象とした研究はこ

7) 藤井「国民学校期における器楽教育：東京と長野を中心に」前掲註5)、80頁。

8) 本稿における音楽教育研究団体とは、音楽教育の実践者もしくは研究者を中心に組織され、音楽教育の諸問題について研究し、その解決に向けて活動する団体を指す。音楽教育研究団体を対象にし、その詳細を明らかにした先行研究としては、1922〔大正11〕年に設立された日本教育音楽協会の設立主体者たる音楽教育家たちの思惑や協会の活動目的を明らかにした上田誠二『音楽はいかに現代社会をデザインしたか』(新曜社、2010年)、また1950〔昭和25〕年に設立された「日本音楽教育学会」が、京都ではじまった近畿音楽教育連盟や全国組織としての日本音楽教育連盟から発展的に設立されていった経緯を明らかにした菅道子「戦後の『日本音楽教育学会』設立の試みとその歴史的な位置づけ」(『関西楽理研究』第11号、2004年、23頁-41頁)がある。

9) 戦前から戦後にかけての器楽教育実践者たちの音楽教育研究団体における活動については本稿第2節で述べる。それぞれのより詳細な活動については、拙稿「1930年前後のハーモニカ音楽界の状況-小学校音楽教育へのハーモニカ導入史の一断面」(『音楽表現学』第11巻、2013年、13頁-24頁)および、拙稿「京都市小学校ハーモニカ音楽指導研究会の設立(1937年)とその音楽教育史上の位置」(『日本の教育史学』第57集、2014年、58頁-70頁)、拙稿「戦後日本における器楽教育成立の一側面：新生音楽教育会の設立(1947年)とその役割」(音楽教育史学会編『音楽教育史研究』第17号、1頁-12頁)を参照のこと。

10) 拙稿「戦前から戦後にかけての音楽教育研究団体の系譜」(神戸大学発達科学部教育科学論講座編『教育科学論集』第17号、1頁-9頁)においても、戦前から続く音楽教育研究団体の系譜的關係について指摘したが、今後の課題として「各団体のそれぞれについて、より精緻な史料分析による実証的研究が求められている(7頁)。本稿は日本器楽教育連盟についてのより詳細な研究をとおしてこの課題に応答するものである。

れまでのところなされていない。そこで、本稿では、同連盟の設立過程と、その代表的な事業である器楽合奏コンクールについて考察する。そして、器楽教育推進者たちがどのような方策で全国的な器楽教育の充実をはかり、その成立へと導いていったのかを明らかにする。

## 2. 前史——戦前から戦後にかけての器楽教育実践と音楽教育研究団体の動向

ここでは、日本器楽教育連盟の設立を音楽教育史上に明確に位置づけるために、連盟設立以前の器楽教育の動向を、先行研究に依りながら概観する。

器楽教育の黎明は1930年代であり、その実践は東京市の小学校現場の教師たちによって開始された。彼らは明治以来の歌詞を教え込む徳育的唱歌教育だけでなく、1920年代以降の高踏的で芸術教育的な音楽教育も退け、児童の生活を重視する音楽教育を唱えた。そして、ヴァイオリンやピアノのような高踏的な楽器ではなく、ハーモニカや木琴、鈴のような、児童に身近な「簡易楽器」を用いることで、子どもたちに音楽の「技術」だけではなく、直感的に音楽を捉える能力を身につけさせようとした<sup>11)</sup>。また器楽教育の開始は、唱歌教育から歌唱以外の領域も総合的に扱う

音楽教育への脱却をめざす、いわば音楽教育の近代化をめざす運動のなかにも位置づけられるものである<sup>12)</sup>。

東京市の教師たちはやがて、音楽教育研究団体の活動をとおして相互に連絡を取り合い、器楽教育実践の充実をめざすようになる。例えば学校音楽研究会の機関誌『学校音楽』は彼らの情報交換の場となった<sup>13)</sup>。戦前期の音楽教育界において、新しい音楽教育の流れの一つとして、器楽教育が注目されていたことは、この研究会主催で行なわれ、雑誌『学校音楽』誌上でも公開された計3回の研究授業のすべてが器楽指導実践者による授業であったことから窺い知ることができる。その3名とは、すなわち山本栄<sup>14)</sup>、瀬戸尊<sup>15)</sup>、上田友亀<sup>16)</sup>であった<sup>17)</sup>。

この3名のうち山本は、器楽教育の成功のためには楽器メーカーとの連携が不可欠なことをいち早く見抜き、1937（昭和12）年に東京市小学校ハーモニカ音楽指導研究会（以下、東ハ音研と略称する）を設立した<sup>18)</sup>。この研究会では現場の教師のみならず、ハーモニカ音楽界の音楽家や楽器メーカー・トンボハーモニカ社との連携がはかられ、児童用ハーモニカの研究開発や児童用ハーモニカ合奏曲集の発行に取り組んだ。

戦後の音楽科では器楽教育は必修化される

11) 拙稿「東京市小学校ハーモニカ音楽指導研究会の設立(1937年)とその音楽教育史上的位置」、前掲註9)、60頁。

12) 同前書、60頁。

13) 菅「1930年代の山本栄による簡易楽器の導入」前掲註4)、150頁。

14) 山本栄〔やまもと-さかえ〕は1901（明治36）年生まれ。戦前は東京市和泉小学校、橋本小学校、戦後は小川小学校などに勤務。

15) 瀬戸尊〔せと-たかし〕は1900（明治35）年生まれ。戦前から戦後にかけて岡崎師範学校、東京市麻布小学校、誠之小学校などに勤務。

16) 上田友亀〔うえだ-ともき〕は1896（明治29）年生まれ。戦前は愛媛県師範学校、東京市田原小学校、月島小学校、京橋昭和小学校、旧「満州国」新京女子師道大学に勤務。

17) 第1回は1938（昭和13）年9月19日に麻布尋常小学校の瀬戸が（「第一回唱歌研究教授」『学校音楽』第6巻第11号、11頁—28頁）、第2回は1940（昭和）年3月15日に京橋昭和尋常小学校の上田が（「豪華新唱歌研究授業」『学校音楽』第8巻第5号、6頁—30頁）、第3回は1940（昭和15）年5月9日に和泉尋常小学校の山本が（「新人推薦唱歌研究授業」『学校音楽』第8巻第7号、17頁—41頁）、それぞれ研究授業を行なった。

18) 東ハ音研の活動の詳細については、拙稿「東京市小学校ハーモニカ音楽指導研究会の設立（1937年）とその音楽教育史上的位置」（前掲註9）を参照のこと。

方針が示されたが、これを全国的に充実していくには「指導法の研究と普及」「教材の開発」「教育用楽器の開発と確保」という三つの問題を解決しなければならなかった<sup>19)</sup>。東京を中心とする現場の教師たちは再びいくつかの音楽教育研究団体を設立し、これらの問題の解決のために活動した。

そのなかでも、山本、瀬戸、上田の3名が中心となって設立した新生音楽教育会は、戦前の音楽教育研究団体における彼らの経験を生かして楽器メーカーとの協力で組織運営がなされた<sup>20)</sup>。すなわち、戦後に教育現場を退いた上田が設立した楽器メーカー白桜社の全面協力によって運営されたのである。瀬戸が編集人を務めた同会の機関誌『音楽教室』の発行は、白桜社出版部が請けおい、当然同誌には白桜社の広告が最も多く掲載された。また地方への器楽教育指導法の普及をめざした同会は全国各地で講習会を開いたが、講習会後は白桜社による教育用楽器販売も行なわれた。

新生音楽教育会は結成当初、全国的な団体をめざしていたが、組織の脆弱性ゆえに2年ほどで活動が絶ち消えになってしまい、機関誌『音楽教室』も12号の発行前後で自然消滅していくことになった<sup>21)</sup>。しかし、この新生音楽教育会における活動の経験が、次節以降でみるように、日本器楽教育連盟の組織運営に生かされていくのである。

### 3. 日本器楽教育連盟の設立過程とその特徴

#### (1) 設立者——山本栄と「友人」たち

1956(昭和31)年7月5日午後1時半より、連盟の結成大会が挙行された。当日の様子については機関誌『器楽教育』創刊号に掲載された記事「結成大会記録」<sup>22)</sup>に記録されている。とくに断りのない限り、本項での引用・記述はこれに依っている。

場所は山本栄の勤務校、東京都千代田区立小川小学校である。同校には連盟の事務局が設置された。当日は「生憎の雨天にもかかわらず三百余名の参加者があり、来賓多数臨席のもとに、盛大、かつ熱意のあふれた大会であった」という<sup>23)</sup>。

結成大会は日本器楽教育連盟結成準備会が主催し、東京都教育委員会、日本放送協会、全国音楽科指導主事協会、全国中学校音楽教育研究会、全国小学校音楽教育研究会、東京都音楽教育研究会の各団体が後援した。同連盟が、当初から全国規模で音楽教育界の支持を得ていたことがわかる。

大会は図表1のような次第で進行された。はじめに山本栄による公開授業が行なわれ、これに続いて結成大会が開かれた。結成大会では、開会の辞に続いて連盟結成の山本による趣旨説明が行なわれた。

これに続いて、石川誠一から結成までの経過報告が行なわれた。このなかで、石川は、連盟設立には上田の「陰の力の大きいことを

19) 拙稿「戦後日本における器楽教育成立の一側面：新生音楽教育会の設立(1947年)とその役割」、前掲註9)、3頁—4頁。

20) 新生音楽教育会については、拙稿「戦後日本における器楽教育史成立の一側面：新生音楽教育会の設立(1947年)とその役割」(前掲註9)で詳細を明らかにした。

21) 新生音楽教育会は設立当初、会則を作ることもなく、会長も理事も置かず、複数の会員が「世話人」として事務を分担しながら活動を進めようとしていた。しかし、実際には事務所を取り仕切る山本、編集人代表の瀬戸、白桜社の上田の3人が活動の中心を為していた。そしてこの3人は自らが器楽指導講習会の講師として全国各地を飛び回っており、同会の活動は絶ち消えになってしまった(同前書、8頁)。

22) 「結成大会記録」『器楽教育』第1巻第1号、5頁—12頁。

23) ただし、楽器業界誌『楽器商報』では、「当日は百七十九名の世話人を始め都下近県よりの参加者を含めて約二百五十名が出席」と報じている(「一般社会人をも含めて日本器楽教育連盟を結成」『楽器商報』第7巻7号、1956年7月、22頁)。

記憶しなければならない」とし、上田は楽器メーカー白桜社の代表であるが、連盟の結成に関しては「白桜社というものと全く離れた、元の教育者にかえった個人の立場」で、熱心に協力したことを強調している。経過報告のなかで個人名が出されたのは上田ただ一人であり、その貢献度の高さがうかがわれる。

図表1. 日本器楽教育連盟結成大会次第

A	器楽指導を中心とした実地指導 千代田区立小学校三年生 指導 山本 栄先生
B	結成大会 1 開会の辞 2 趣旨説明 3 経過報告 4 議事 議長選出、会則案審議、委員選挙 5 来賓祝辞 6 運営に関する意見交換 7 閉会の辞
C	演奏 1 器楽合奏 品川区立御殿山小学校 イ、スパーニッシュ セレナーデ ビゼー作曲 ロ、天国と地獄 オフエンバック作曲 2 リード合奏 鼓笛隊 吹奏楽 中央区立明正中学校 イ、ポルカ 宗 鳳悦作曲 ロ、荒城の月 滝 廉太郎作曲 ハ、喚起 デューリン作曲
D	講演 欧米に於ける器楽教育 浜野 政雄先生
E	研究討議

〔註〕『器楽教育』第1巻第1号、1956年12月、12頁より作成。

「議事」では連盟の会則案が読み上げられ、直ちに承認された。委員選挙は結成準備会に一任され、この日決定した委員によって7月17日に改めて委員会が開かれ<sup>24)</sup>、委員の互選によって次のように役職が決定した。設立時の会長は石川、副会長に小鷹直治ら2名が就いた。理事には山本、瀬戸、上田をはじめとする10名が、監事に中野義見ら2名、委員には板垣了助、瀧井悌介、若松盛次、勝田栄三郎など53名が就いた<sup>25)</sup>。ここで会長以下名前を挙げたのは、戦前の学校音楽研究会や戦後の新生音楽教育会に所属して器楽教育実践に取り組んだ人々である。

このように、設立の中心となったのは山本、瀬戸、上田をはじめとする、戦前に現場で器楽教育実践に取り組んでいた者たちであった。とくに、事務局が山本の勤務校に設置されたことや設立の趣旨説明を行なったことなどから、連盟設立の中心は山本であったことは間違いない。実際、結成大会の趣旨説明のなかで山本は、「このような連盟をもとと考えたのは、私達友人が集まりまして現在の器楽教育をどう思うか、ということから始まった」とし、「われわれが音頭をとって、日本の器楽教育が、正しい線に沿って行くようにすること」をめざして結成の相談がはじめられた旨を述べている。

図表2. 結成大会までの準備会の動向

1956年	
1月16日	第1回発起人会 ・ 参加者は「約三十人程」「殆ど東京都内の方々」。 ・ 連盟の性格などについて検討するための小委員会を設けて諸準備を進めることを決定。 ・ 発起人の中から小委員を選出。 ・ 小委員会（5～6回開催）が連盟の性格を決定し、会則、規約の方向等について決定。 ・ 会則起草委員会が（5～6回開催）、会則原案を作成。
2月13日	第2回発起人会 ・ 会則原案の審議
2月14日	小委員会 ・ 会則原案の審議、修正
3月20日	第3回発起人会 ・ 会則原案の審議、修正
4月10日	結成大会準備委員会・世話人への委嘱を決定
5月17日	世話人への委嘱依頼を発送。 その後109名が承諾。
6月16日	世話人会 (千葉県、埼玉県、神奈川県などからも参加) ・ 各後援団体との交渉、祝辞の依頼
6月25日	結成大会の通知を発送
7月5日	結成大会

〔註〕『器楽教育』第1巻第1号、1956年12月、6頁—7頁より作成。

山本と「友人」たちは、結成大会に向けて半年以上前から東京の関係者を中心に準備会

24) 「会務報告」『器楽教育』第1巻第1号、1956年12月、24頁。

25) 「役員名簿」『器楽教育』第1巻第1号、1956年12月、22頁。

を組織し、会則案の作成などに取り組んでいた。図表2からもわかるように、準備会はかなり念入りに準備をし、結成と同時に全国規模の組織として動き出せるように各方面に根回しをしていたことがわかる。戦後すぐに設立された新生音楽教育会が、連盟と同様に全国規模の団体をめざしながらもその組織の脆弱さゆえに2年足らずで絶ち消えになっていったのとは対照的である。

連盟の設立には、自らが音楽教育研究団体を組織し運営したことのある、山本たち現場教師の経験が生かされたと言えるだろう。彼らからすれば、自分たちの経験を生かしながら、ついに全国規模での器楽教育研究を目的とする研究団体を組織するに至ったのである。

## (2) 現場教師にとどまらない多様な会員

連盟の設立によって、山本たち器楽教育実践者たちの悲願であった全国規模の器楽教育研究団体が実現した。しかしこの組織は、彼らのような「直接児童・生徒に接する現場の教師」のみならず、「教育関係官庁職員」、「楽器の製作・販売関係者」、また「音楽を生活化させる」という視点から一般社会人からも会員を募った<sup>26)</sup>。

とくに連盟の「最も著しい特徴は、従来の研究団体にはなかった業者を会員に含めているということに」あった<sup>27)</sup>。業者、つまり楽器業界との連携である。これは器楽教育が、教具として教育用楽器を用いることが前提であり、「楽器業界のメーカーの方達とも、ほんとうに膝を割って対等の位置において話

合ったならば、楽器の改良ということも、いい方向に向いて」いくだろうというねらいがあった<sup>28)</sup>。このような楽器メーカーとの連携は、1930年代に山本がトンボハーモニカと協力して東ハ音研を設立したことや、戦後に上田が自ら楽器メーカー白桜社を立ち上げ、新生音楽教育会の活動に全面協力したことの延長に位置づけられるものである。器楽教育実践者たちにとって、楽器業界と連携しながら教育用楽器の改良を進めることは、彼ら自身の経験からいって当然のことだったに違いない。

## (3) 設立の目的——器楽教育の新たな課題への対応

日本器楽教育連盟は、器楽教育をどのように発展させようとしたのだろうか。

山本は、結成大会における連盟設立の趣旨説明にあたって「日本器楽連盟結成の趣旨」<sup>29)</sup>を配布し、これに説明を加えながら参会者に連盟設立の趣旨を説明した。

まず山本は戦後10年間の音楽教育の発展を言祝い、その発展の推進力として器楽教育が果たした役割を強調したうえで、「尚この器楽教育の重要性は益々深まりつつあり、国民教育の重要な一環として今後一層広く深い研究を進めなければならない」ことを説いた<sup>30)</sup>。しかし一方で器楽教育は「極めて短時日の間に異常な発展」を遂げたため、その中に「諸種の問題を包蔵している」として、「健全な器楽教育を確立するために」一段と慎重な研究が必要であることも強調している<sup>31)</sup>。このように、連盟設立の目的は、器

26) 「日本器楽教育連盟結成の趣旨」『器楽教育』第1巻第1号、1956年12月、2頁。

27) 結成大会の「運営に関する意見交換」における川上幸平会員（連盟理事、東京都音楽教育研究会代表）の発言。「結成大会記録」前掲註22）、8頁。

28) 同前書、5頁。

29) 「日本器楽教育連盟結成の趣旨」前掲註26）、2頁。

30) 同前書、2頁。

31) 同前書、2頁。

楽教育が戦後10年ほどの間に全国に急速に普及したために浮き彫りとなった様々な課題を解決することとされた。

では当時の器楽教育が「包蔵している」諸種の問題とはどのようなものだったのだろうか。その一つは山村部や僻地の学校への器楽教育の普及であった。『器楽教育』の「発刊のことば」<sup>32)</sup>によれば、戦後10年間に地方への器楽教育の普及は進んだが、一方で「大がかりな楽器を備えてはなやかに合奏することのみが器楽教育であると考えられ勝」であり、「農山村やへき地の学校には縁のないもの、やろうにもやれないものと思われ勝」であるという現状があった。連盟としては、「都会的になろうとする傾向が強い」日本の音楽教育を、「素朴な子供の生活に引き戻す使命と力を持っている」器楽教育をこそ「そういう所（農山村部や僻地：引用者註）で容易に実施し得る方策」を立てられなければならないと考えていた。戦後10間で地方都市部に押し広げられた実践を、さらに農山村部や僻地まで、文字どおり全国の隅々に行き渡らせることが連盟のめざすところであった。

#### (4) 機関誌『器楽教育』の編集と発行

1950年代後半から60年代にかけての器楽教育実践者たちの情報交換と交流の場となり、連盟の事業を支えたのが『器楽教育』であった。戦前の学校音楽研究会の機関誌『学校音楽』が器楽指導実践家の交流の場として機能したことを経験していた現場教師たちが、この戦後の連盟でも機関誌を重視したのは当然のことであった。実際、設立当初の連盟では理事会のたびに『器楽教育』の誌面について話し合いがもたれた。

創刊時の『器楽教育』の編集人を務めたの

は瀬戸であった。新生音楽教育会の機関誌『音楽教室』における編集代表人としての経験がここに生かされることになった。創刊時(1956〔昭和31〕年12月)は連盟によって編集と出版が行なわれ、発行も不定期(2~3ヶ月に1冊)であったが、その後の発行部数の増加と、月刊誌化にともなって第1巻第6号からは印刷と出版を音楽新聞社に委託して発行され、安定的な編集・発行体制が確立された。

さらに第2巻第7号からは音楽之友社からの発行となる。これは、「器楽教育の普及発展に伴う情勢の進展」が「本誌への期待を益々大ならしめ、その需要を満たすためには更に完全な組織」による出版が求められたためであった<sup>33)</sup>。これに伴って、会員配布制を改め、一般書店や楽器店を通じての自由購読が可能となり、より多くの人々の手に『器楽教育』が届くことになった<sup>34)</sup>。

このように雑誌『器楽教育』は、組織の中心者自身の手によって発行を続けようとしてやがて絶ち消えとなってしまった新生音楽教育会の機関誌『音楽教室』の「挫折」とは対照的な発展を見せたのであった。ここにも、山本たち現場教師の経験が生かされたと言えるだろう。

#### 4. 連盟と全日本学校器楽合奏コンクール

前節までにみたように、日本器楽教育連盟は、周到な準備によって結成され、全国規模での器楽教育の普及と充実をめざして活動を開始した。連盟は多岐にわたる事業に取り組んだが<sup>35)</sup>、本節では、代表的な事業とも言えるコンクールに焦点を当てる。

##### (1) コンクール運営の中心をになった連盟

1957年、全日本学校器楽合奏コンクール

32) 「発刊のことば」『器楽教育』第1巻第1号、1956年12月、1頁。

33) 「器楽教育の普及と本誌の使命」『器楽教育』第2巻第7号、1959年7月、5頁。

34) 同前書、2頁。

委員会（以下、コンクール委員会と略称する）が発足し、その主催によって「全日本学校器楽合奏コンクール」が開催されることとなった。それ以前にも民間放送局主催の器楽コンクール<sup>35)</sup>が存在し、これに加えて「全日本学生ハーモニカ連盟協会（大阪）と全日本学生器楽連盟（名古屋）とが、年々ハーモニカを主とした器楽コンクールを」催していたが、「いろいろな問題があつて運営がむづかしく」なったため、新たにコンクール委員会が結成されたのであった<sup>37)</sup>。

コンクール委員会は、器楽教育のより一層の健全な発達と普及を促進するため、全国規模によるコンクールを開催することや、各学校の指導成果を相互に交流することが「各方面からしきりに要望されている」ので、全国音楽教育関係機関・団体の協力の下に、一元的な全国委員会を結成し、理想的なコンクールを実施しようとするものであった<sup>38)</sup>。その組織は「文部省、東京都並に日本放送協会その他共催、後援、協賛の各機関、団体および参加各地区本部より代表者」によって構成され<sup>39)</sup>、日本器楽教育連盟からは副委員長に石川、監事に上田が選出された（図表3）。

図表3. 全日本学校器楽合奏コンクール委員会役員

委員長	井上武士
副委員長	松井健祐 石川誠一
常任理事	中野義見 小出浩平、今内繁生、 牧野守二郎、供田武嘉津 真篠将、 中山卯郎
監事	上田友亀
事務局長	村松道弥

〔註〕「ニュース・全日本学校器楽合奏コンクール委員会の発足」『器楽教育』第1巻第3号、1957年8月、16頁。

このように、全国規模のコンクールを円滑に運営するため、各方面の代表者によって組織された委員会であったが、実際のコンクールの運営では日本器楽教育連盟が中心となったと考えられる。例えば、山本は後年、木村信之のインタビューに答え、このコンクールは「『器楽連盟』が主催」したと証言している<sup>40)</sup>。また次項でもみるように、第6回以降は「全国学校器楽合奏コンクール」となってNHKと日本教育音楽協会との共催になるが、その後のある座談会で第5回までの時代を回想するときに、出席者が「器楽連盟主催のとき」という表現を使っている<sup>41)</sup>。このことから、この器楽合奏コンクールが開始された当時は、その実質上の主催者は連盟であるという認識が、関係者の間では共有されていたと思われる。

また山本は先のインタビューのなかで、音楽新聞社の村松道弥がコンクールの運営に果

35) 連盟は設立目的を達成するために、会則「三 事業 第四条」において、①「器楽教育の理論並びに実際の研究」、②「研究会・講演会・発表会・講習会等の開催」、③「研究物の出版」、④「教育用楽器の研究」、⑤「機関誌の発行」、⑥「その他器楽教育に関し必要と認められる事業」の六つに取り組む事を宣言した（『日本器楽教育連盟会則』『器楽教育』第1巻第1号、1956年12月、3頁）。

36) 1956（昭和31）年度には二つの放送局主催の音楽コンクールがあり、その中で器楽合奏の演奏が競われた。すなわち、日本放送主催の「学校音楽コンクール」における「合奏（小学校の部）」では、荒川区第四峽田小学校が「推せん」に、千葉県行徳小学校が「準推せん」に選ばれた。またラジオ東京主催の「こども音楽コンクール」における器楽の部では、第3位に東京御殿山小学校が「器楽合奏」として入賞（第1位はピアノ独奏、第2位は吹奏楽）した（「ニュース・民間放送器楽コンクール」『器楽教育』第1巻第3号、1957年8月、14頁）。

37) 「ニュース・全日本学校器楽合奏コンクール委員会の発足」『器楽教育』第1巻第3号、1957年8月、16頁。

38) 同前書、16頁。

39) 後援団体は「日本放送協会、東京都、東京都教育委員会」、協賛団体は「日本器楽教育連盟、日本教育音楽協会、全国音楽教育研究会、全国小学校音楽教育研究会、全国中学校音楽教育研究会、全国高等学校音楽教育研究会、全国音楽科指導主事協会、全国楽器協会」であった（同前書、16頁）。

40) 木村信之『音楽教育の証言者たち（上）』音楽之友社、1986年、101頁。

41) 村上忍、他「座談会・器楽コンクール参加の実際は」『器楽教育』第7巻第7号、1964年7月、18頁。

たした役割を強調している<sup>42)</sup>。前節で明らかにしたように、音楽新聞社は連盟の機関誌『器楽教育』の第2巻第7号以降の発行を任される出版社である。図表3にも示したように、コンクール委員会の事務局長には村松が就任しており、委員会の所在地と音楽新聞社のそれは同一であった<sup>43)</sup>。

以上のように、「全日本学校器楽合奏コンクール」は、後援・協賛団体の代表者から構成されるコンクール委員会を組織することによって、全国規模での円滑な運営がめざされたが、実際の運営にあたっては、日本器楽教育連盟と、その機関誌『器楽教育』の発行者である音楽新聞社が中心をなしていたのである。

## (2) 器楽教育普及に伴うコンクールの規模拡大

連盟が深く関与した「全日本器楽合奏コンクール」は、小学校、中学校、高等学校の各部分があるが、ここでは小学校の部に焦点をしばってコンクールの沿革を概観する。

1957（昭和32）年度の第1回全日本学校器楽合奏コンクールは、1957（昭和32）年10月10日に参加申し込みが締め切られ、11月中に地方予選（都道府県大会）、12月上旬に地区予選（東部・中部・西部）、1958〔昭和33〕年1月上旬に放送による全日本大会が行なわれた<sup>44)</sup>。地方予選と地区予選は生演奏による審査、全日本大会は地区予選大会の録音によって審査された。出場は学校単位とされ、同一の学校に在籍する児童によって

編成された30名から50名以内の合奏団であることが条件であった。そのため学級単位で出場する学校もあれば、課外活動の合奏団で出場する学校もあった。参加料は無料であるが、地方予選、地区予選出場の際の旅費は参加校の負担であった<sup>45)</sup>。

1959（昭和34）年度第3回大会以降、小学校の部は、学習指導要領に示された教育用楽器だけを用いて出場する第1部と、弦楽器等も用いることができる編成自由の第2部に分けられた。管弦楽器のような学習指導要領に示されていない楽器を使用する学校が有利になると「設備が必要以上に整った学校だけのコンクールになってしまう恐れ」があり、これは「コンクールの目的にも反し却って悪い影響をあたえる」という懸念からの措置であった<sup>46)</sup>。1960（昭和35）年度第4回大会以降、「参加校が次第に増加」したため「遠距離の地域から多額の費用をかけて地区大会に参加する不便を軽減する」ために北海道地区と九州地区を独立させて5地区に分けることになった<sup>47)</sup>。

1962（昭和37）年度第6回大会以降は、「NHKと日本教育音楽協会と、それに全日本学校器楽合奏コンクール委員会が改称した全日本学校器楽合奏研究会の三者の共催という形に」変わり、コンクールのシステムも大きく変わった<sup>48)</sup>。例えば、同大会からは、地区大会がそれまでより細かい10地区に分けて行なわれるようになった。また編成によって分けられた第1部・第2部制が廃止され、

42) 木村『音楽教育の証言者たち（上）』前掲註40）、101頁。

43) 音楽新聞社からの発行となった『器楽教育』第1巻第6号の奥付に示された住所と、コンクール委員会の発足を知らせる記事に示された委員会事務局の住所はともに「東京都文京区根津西須賀町一五」である（「ニュース・全日本学校器楽合奏コンクール委員会の発足」、前掲註37）、16頁）。

44) 同前書、16頁。

45) 石川誠一「開催の趣旨について（第三回全日本学校器楽合奏コンクール特集）」『器楽教育』第2巻第7号、1959年7月、6頁—9頁。

46) 同前書、7頁。

47) 石川誠一「器楽合奏コンクール参加要項の解説と指導」『器楽教育』第4巻第8号、1961年8月、6頁—7頁。

48) 村上忍、石川誠一、他「座談会・器楽合奏コンクールに望むもの」『器楽教育』第6巻第1号、14頁—17頁。

代りに大規模校が有利にならないように1団体30名以内という人数制限が設けられた。さらに、第6回からは都道府県大会のみ生演奏による審査で、地方大会、全国大会は録音テープによる審査となった<sup>49)</sup>。このように、「全日本器楽合奏コンクール」は回数を重ねるごとに規模が大きくなり、審査の平等性確保と地方の出場校や小規模校に配慮しながら、少しずつ形を変えていったのである。

(3) コンクールの成果——地方の器楽指導レベルの向上

コンクールがもたらした功績は、1950年代後半から1960年代にかけての、地方における器楽教育指導のレベル向上を目に見える形で示したことである。

1957(昭和32)年度第1回と1958(昭和33)年度第2回の全国大会における優勝校は福島県相馬市立中村第一小学校であった。また「全国学校器楽合奏コンクール」となった1962(昭和37)年度第6回大会の優勝校は福島県郡山市立金透小学校であった。

1963年(昭和38)年度第7回大会小学校の部には、全国から380校が参加した。同大会の全国大会出場校とその成績、演奏曲目をまとめたものが図表4である。これをみると、地方から出場した学校が、戦前戦後をとおして器楽教育実践が進められた東京や関東甲信越地方の代表校と競り合っていることがうかがえる。『器楽教育』誌上に全国大会評を書いた西島万雄は、小学生の部の演奏は優秀で「紙一重といった激しい競い」であったとしている<sup>50)</sup>。西島は小学校の部の演奏について、「演奏曲目が程度の高いものである」という

ことと、「ハーモニカ、アコーディオン、木琴、笛などの演奏技術はすばらしい」ということの二つを指摘している<sup>51)</sup>。表の演奏曲目をみても、本来は管弦楽で演奏されるような楽曲が並び、西島が指摘するように難易度の高い楽曲が選択されたことがわかる。

図表4. 全国学校器楽合奏コンクール

1963年〔昭和38〕年度大会 全国大会出場校

成績	地区	校名	演奏曲目
	北海道	留萌市立留萌小学校	不明*
優良	東北	仙台市立立町小学校	不明*
優秀(3位)	東京	世田谷区立池尻小学校	ハチャトゥリアン作曲「ガイーン」から「剣の舞」
優秀(2位)	関東甲信越	埼玉県行田市立中央小学校	バッハ作曲「フーガ」ト短調
優良	東海北陸	名古屋市立白鳥小学校	チャイコフスキー作曲「白鳥の湖」から「情景」
	近畿	和歌山県下津町立下津小学校	ケテルビー作曲「ベルシャの市場にて」
最優秀第1位	中国	島根県松江市立白濁小学校	ビゼー作曲「カルメン」組曲第1番から「アラゴネーズ」と「闘牛士」
	四国	香川県小豆島町立苗羽小学校	マルコム・アーノルド作曲「クワイ河マーチ」
	九州	熊本県玉名市立玉名町小学校	ヴィヴァルディ作曲「四季」より「春の部 第一楽章」
	沖縄	石川地区宮森小学校	ケテルビー作曲「ベルシャの市場にて」

[註]「特集 昭和三十八年度NHK全国学校器楽合奏コンクール評」(『器楽教育』第7巻第1号、1964年1月、6頁—21頁)より作成。

\*国立国会図書館所蔵史料の8頁・9頁が欠落しており、北海道地方および東北地方の演奏曲目は不明。

同大会で全国第1位となった島根県松江市

49) このような、人数制限の規定や審査方法の変更については、『器楽教育』誌上でも批判や議論を呼んだ(高橋郁雄、他「NHK全国学校器楽合奏コンクールにもの申す」『器楽教育』第6巻第2号、1963年2月、21頁—23頁)。

50) 西島万雄「全国大会評」『器楽教育』第7巻第1号、1964年1月、6頁。

51) 同前書、6頁。

立白瀧小学校の指導者目次輝幸は、大会後に「裏日本の小都市に夢を」という記事<sup>52)</sup>を『器楽教育』に寄せた。そこには、同校に着任して課外活動の器楽合奏団を結成したときには、「特定の児童による指導がそんなに大切なのか」との声が聞かれるなど「商店街を控えた田舎の小都市では多彩な神経を使わねば」ならなかったことが綴られている。やがて、「音楽教育を高めるには普通授業によって音楽人口を増し、底辺を大きく広く」し、「並行してクラブを強化すること、即ち頂点を高めていくことだ」との認識のもと、「コンクールに毎年参加することによって毎年積み重ねよう」と決意したといい、「過去五年間の素地が一年一年と高まっていたこと」が「今日の榮譽」につながった旨を、この記事は語っている。つまり、同校では合奏団を結成してコンクールに参加しているが、普通授業においても器楽指導に力を入れて学校全体の演奏レベルの向上をはかることで優勝を勝ち取ったというのである。

また『器楽教育』には同校の児童の作文が掲載された。厳しくも楽しい練習に取り組みながら、コンクールの「関所」を越えていく(都道府県大会、地区大会へと進んでいく)日々が生き生きと書かれた作文は、次のような文章で締めくくられている<sup>53)</sup>。

日のくれた道をすきばらをかかえながら、私たち、「もしかしたら東京にいけるかもしれないね」、「そんなの夢だよ」と話合ったこともあったのですが、夢のようなひのきぶたいに、ふるえる足で立ち、まばゆいほどのライトにてらされて

えんそうをし、りっぱな表彰式をしていただきたくさんの賞状と賞品をいただいた私たちは、関所をくぐりぬけて、大きな夢のような喜びをこの身をもってしっかりとかみしめました。一生のうちにいく度となく、この感激と喜びを思い出すことでしょう。

このようにコンクールは、地方の器楽教育指導者に明確な目標をあたえ、文字どおり「裏日本の小都市」の児童に夢をあたえたのであった。

図表4に示した全国大会出場校をみると、都道府県庁所在地からの出場校が多いように思われるが、コンクールでは「辺地校」と呼ばれる学校も活躍した。例えば1957(昭和32)年度(第1回)の中部地区大会で優勝し、全国大会で優秀賞をとった愛知県刈谷市立富士松北小学校は、「学区の殆どは農業で、音楽的関心など少しも」ない「純農村の小学校」であった<sup>54)</sup>。同校の近藤敏雄は、昭和20年代半ば頃から器楽教育実践に取り組みはじめ、各地の器楽講習会や器楽教育実践校に足を運び、試行錯誤しながら実践を重ね、ようやく指導に手応えを感じた頃、父兄の一部に「農業をやるのに音楽がいるか?」といった批判の声が出始めたことを回想している<sup>55)</sup>。それでも「黙々努力を音楽全般の指導に傾けた結果、「次第に父兄の理解が進み、今では各家庭から美しい音楽が流れ出し、農業をやるのに音楽などいらなと言った人達」からの理解も得られるようになったと述べている<sup>56)</sup>。

新潟県新津市新関小学校は、「ようやくリー

52) 目次輝幸「裏日本の小都市に夢を」『器楽教育』第7巻第2号、1964年2月、20頁—21頁。

53) 今井雅子「一生の思い出に」『器楽教育』第7巻第2号、1964年2月、21頁。

54) 近藤敏雄「中部日本学校器楽合奏コンクールに優勝して」『器楽教育』第1巻第6号、1958年11月、20頁。

55) 同前書、20頁。

56) 同前書、20頁。

ド合奏をやるにたえる楽器がそろった」1960年（昭和35）年、「児童の熱烈な希望もあって」器楽クラブで出場をした。浅野輝夫教諭は「参加できることだけに意義を感じて」いたが、「ベテラン校の演奏ぶりにすっかり度肝をぬかれ」、児童とともに「すっかりコチコチに緊張」しながら演奏を終えたのであるが、審査の結果「群がる伝統校の十六、七校をほふって夢にも思わなかった入賞を勝ち得た」のであった<sup>57)</sup>。浅野は、「それ迄、新津辺地の誰にも知られなかった新関が一举にこの成果を得た」ことは、「辺地を辺地とさせておかないで、常に目を注いでくれた人々のあったため」だと述べる<sup>58)</sup>。同校はその後、東日本大会の第2部に出場し、ここでも優秀校に選ばれた。

このように1960年代に入る頃には、地方の器楽教育指導技術は、コンクールで審査される基準でみるならば、東京のそれと同様かそれ以上の水準に達していたと言えるだろう。また、指導者たちは、島根県白潟小の目次が述べたように、コンクールに出場するクラブの児童だけを育てるのではなく、普通授業における音楽教育の水準を高め、学校全体の器楽教育のレベルを上げることに取り組んでいた。さらに、愛知県富士松北小学校の例にみられるように、器楽教育に熱心に取り組んだ農山村部の小学校の実践は、その地域全体の音楽への理解を促す役割も果たしたのである。

#### (4) コンクールへの批判

一方で、コンクールの「競う」性質から、教育的な意味で「悪影響」を及ぼすのではな

いか、という声もあった。

第1回大会の東日本大会の審査員によって書かれたある記事では、次のような出来事が紹介された<sup>59)</sup>。会場の審査員席に「かわいい小学生」が数人あらわれ、「自分たちの席よりよくみえるので上ってきたのだろうと気にもとめないでいたが、ふと見ると手許の審査票をのぞきこんで」いた。この記事は「コンクールがいたいけな子供の心をこのようにさもしくするのか、と思うとさびしい気がする」とし、「コンクールだから優勝を旨ざして出るには違いないが、もう少し無邪気にやれないものか」と嘆き、コンクールを「勝っても負けてもたのしい行事であるようにしたい」と締めくくっている。

また第6回大会以降に導入された、小学校の部の編成を30名以内とする人数制限について、千葉県立登戸小学校教諭の山田保は、クラブやクラス子どもたちのうち「何十人という子どもを演奏からカットさせなければならぬ」という事態を指摘し、それは指導者として「身を切られるような思い」であるということ語った<sup>60)</sup>。また横浜市立間門小学校教諭の千葉政夫も「三十人に切るということは、いかにコンクールに出るという喜びを考えてもより苦痛の方が大きい」と述べている<sup>61)</sup>。小規模校が不利にならないための人数制限の規定が、大規模校においては団体内に競争と選別をもたらしたのである。

このように、コンクールの「競い合う」性質やその競争を平等に行なうための規定が、かえって子どもたちや指導する教師たちに望ましくない影響や悩みを与えたことも事実であった。

57) 浅野輝夫「「器楽コンクール」初参加に思う」『器楽教育』第4巻第5号、1961年5月、40頁—41頁。

58) 同前書、40頁。

59) 「コンクールとオンガク」『器楽教育』第1巻第4号、1957年12月、27頁。

60) 村上、石川、他「座談会・器楽合奏コンクールに望むもの」前掲註48)、15頁。

61) 同前書、15頁。

戦前からの器楽教育実践者の一人である瀬戸は、1965（昭和40）年の座談会において、戦後の器楽教育の発展ぶりについての感想を聞かれたとき、器楽教育が「子どもから遊離してきたような気がする」と語り、「たとえば、コンクールにしても、小学校の子どもが器楽コンクールをやるというのはおかしいと思う」と苦言を呈している。戦前に子どもの生活を重視する音楽教育をめざして器楽教育を始めた瀬戸からみれば、全国優勝をめざして難易度の高い楽曲に取り組み競い合うコンクールのあり方が疑問に感じられたのは当然のことだったといえるだろう。

以上のように、コンクールは器楽教育の発展に重要な役割を果たす一方で、その競争的性質ゆえに教育上の観点から疑問を投げかけられたり、本来の器楽教育のめざしていた「子どもの生活を重視する音楽教育の実現」という教育思想との齟齬が指摘されたりするようになったのであった。

## 5. おわりに——『器楽教育』の改題と器楽教育の成立

戦前から戦後にかけて複数の音楽教育研究団体の活動をとおり、現場の教師同士だけでなく、学校外の楽器メーカーや演奏家たち、さらに教育行政界との協力体制を築く方法を確立していた音楽教師たちが、全国規模でこれを押し進めるべく、組織したのが日本器楽教育連盟であった。いわば同連盟は彼ら器楽教育推進者たちの「集大成」の組織であった。

連盟は、地方農山村部への器楽の普及を掲げ、コンクール事業をとおりして全国的な器楽教育指導レベルの向上に役割を果たした。

しかしまた一方で、コンクール事業の規模拡大に端的に表される戦後の器楽教育の発展は、「子どもから遊離してきたような気がする」という瀬戸尊の言葉に集約されているように、本来器楽の指導をとおりしてめざされていた子どもの生活を中心とする教育思想との矛盾を引き起こしはじめていた。器楽教育実践の先駆者たちが夢みた器楽教育の全国的な発展は、コンクールの規模拡大とそれに伴う種々の問題を生じさせ、皮肉にも、彼らのめざした理想からの乖離という一面を見せはじめたといえるだろう。

ところで、同連盟の機関誌『器楽教育』は、1966（昭和41）年までの10年にわたって器楽教育関連の記事を掲載し続けたが、同年4月より『音楽教育研究』に改題されることとなった。その理由として「昨今の音楽教育界を展望」すると、「器楽教育にとどまることなく、広く音楽教育の根本問題について解決を迫られる事態に立ち至って」いることが挙げられた<sup>62)</sup>。器楽教育実践は、それだけを取り上げて研究する時期を終え、歌唱や鑑賞領域と関連づけた研究が行なわれる段階に入ったのである。本来めざされていた理念からの乖離という問題を抱えつつも、器楽教育実践が全国的に行なわれるようになり、最早その普及活動の段階を終えたのである。

なお、『器楽教育』の改題とともに、日本器楽教育連盟は編集人からその名を消している。その後の活動については、1968（昭和43）年度『音楽年鑑』における音楽団体名一覧の中に「日本器楽教育連盟 会長石川誠一」の記載を確認できるが、それ以降の組織の存続については不明である<sup>63)</sup>。

いずれにせよ、器楽教育実践の先駆者たち

62) 「社告」『器楽教育』第9巻第3号、1966年3月、21頁。

63) 『音楽年鑑43年度版』（音楽之友社、1968年11月）の音楽団体名一覧には、日本器楽教育連盟の記載があり、会長は石川誠一、副会長は井口晴弘、宗鳳悦となっている。また事務局として上田友亀の自宅と思われる住所が記載されている。本研究ではその後発行された『音楽年鑑』の1975（昭和50）年度版までを全て調査したが、同連盟の記載はなかった。

がその活動の「集大成」として組織した連盟の機関誌『器楽教育』が、器楽教育だけを研究する時代のおわりを自ら宣言したとき、器楽教育はその成立をみたと言える。そこで本研究ではこの『器楽教育』改題をもって器楽教育の成立のメルクマールとしたい。

以上のように、日本器楽教育連盟は、コンクールをはじめとする各種事業をとおして器楽教育普及の「総仕上げ」を行い、その成立を「宣言」した組織として音楽教育史上に位置づけられるのである。